

# 包括利益の報告について

## 金融商品の時価評価との関連において

近 暁

### 要 旨

本稿は、近年、米国や英国、国際会計基準委員会における金融商品の時価評価についての議論において注目されている「包括利益 (comprehensive income)」について解説を加えたものである。

「包括利益」とは、米国の標準的な定義によれば「出資者による投資および出資者への分配から生じる持分（純資産）の変動を除いた、取引その他の事象および環境要因からもたらされる1会計期間の企業の持分について認識されるすべての変動」(SFAC第5号par.39)とされている。

もともと「包括利益」は、1960年代以降、利益報告方法が変遷する中で生まれしてきた概念である。米国を例にとると、利益報告方法は、1966年に従来の当期業績主義から、非経常的損益項目も含めたすべての収益・費用項目を報告すべきとする包括主義に転換したが、その一方で収益認識基準としては引き続き実現主義がとられていたため、資産・負債の未実現評価損益は損益計算書には報告されずに、貸借対照表上の資本の部に直接計上されていた。「その他の包括利益」とはこうした純利益として認識できない評価損益の受け皿として包括利益を形成するために導入された概念である。

包括利益の導入は金融商品の時価評価と合わせて財務諸表の情報提供能力を高めよう。しかしながら、純利益と「その他の包括利益」との間の線引きをどうするか、あるいは包括利益を業績指標とすべきかといった問題については、なお今後の検討に委ねられている。

キーワード：包括利益、その他の包括利益、稼得利益、当期業績主義、包括主義、再分類調整

.....  
本論文を作成するにあたっては、秋葉賢一日本銀行金融研究所国内客員研究員・公認会計士(朝日監査法人 アーサーアンダーセン)、辻山栄子教授(武蔵大学)から貴重なコメントを頂戴した。

近 暁 日本銀行金融研究所研究第2課 (E-mail: satoru.chika@boj.or.jp)

## はじめに

現在、金融商品を時価評価しようとする動きが活発化するとともに、「包括利益 (comprehensive income)」という、現行の純利益 (net income) よりも広い利益概念を報告しようとする動きが注目されつつある。例えば、現在までに金融商品に対する包括的な会計基準の作成を進めている米国、英国、IASC (国際会計基準委員会) においては、既に包括利益の報告に関する基準が公表されている。1997年6月に公表された米国のSFAS<sup>1</sup> 第130号「包括利益の報告 (Reporting Comprehensive Income)」をみると、金融商品を公正価値 (fair value) で評価した結果生じる評価損益の一部を、純利益ではなく、「その他の包括利益 (other comprehensive income)」として計上しており、包括利益の概念は金融商品の時価評価の議論の中でクローズアップされている。

このように、金融商品の時価評価と包括利益の議論は互いに密接な関係を有しているが、包括利益は既に種々の角度から議論されている時価評価に比して、一般的に馴染みの少ない概念であり、その内容が十分理解されているとは言い難い。

また、包括利益の概念は、単に金融商品の会計処理との関係という点に止まらず、利益報告方法の変化という会計を巡る考え方にも絡むテーマである。そこで、本稿では、米国における金融商品に対する時価評価導入との関連を中心に、その背景にある考え方などにも触れつつ、包括利益の概念について紹介し、解説を試みることにする。

## 1. 利益報告方法の変遷

### (1) 企業業績に関する情報としての収益・費用の範囲

会計の目的はSFAC<sup>2</sup> 第1号によると、「財務報告は、利益 (earnings) およびその構成要素の測定により企業業績に関する情報を提供することを主たる目的としている」(SFAC第1号par.43)とされている。ここで問題となるのは企業業績に関する情報として報告すべき収益項目・費用項目の範囲である。この問題については以下にみるように、当期業績主義 (current operating performance concept) と包括主義 (all-inclusive concept) という2つの相対立する考え方が旧来より存在していた。

1 現在の米国の会計基準設定主体である財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board:以下FASB、1973年設立) が作成、公表するStatements of Financial Accounting Standards (財務会計基準書) のこと。

2 Statements of Financial Accounting Concepts (財務会計概念書) をいい、FASBの作成する会計基準の基礎をなす概念書。FASBは1973年の設立直後から会計概念フレームワーク・プロジェクトに着手し、現在のところ第1号から第6号 (第6号は第3号の差替え) まで公表されている。SFAC各号の公表は、第1号 (1978年)、第2-4号 (1980年)、第5号 (1984年)、第6号 (1985年) となっている。

## (2) 当期業績主義と包括主義

ここでは、米国のARB第43号<sup>3</sup>「会計研究広報の修正および改訂 (Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins)」(1953年公表)およびAPB第9号<sup>4</sup>「営業成果の報告 (Reporting the Results of Operations)」(1966年公表)に基づき、利益報告の方法として損益計算書に計上する収益・費用項目の範囲がどのように変遷していったかについてみていこう。

当期業績主義とは、「企業の正常な経営活動から生じた収益とそれに対応した費用だけを損益計算の対象として報告する」(ARB第43号chapter.8 par.9参照)考え方である。実務上は、収益を先に認識した上で費用を対応させる方法が採用されており、費用は当該収益を獲得するために要したもののみが従属的に認識される。この考え方によれば、損益計算書によって報告される収益・費用は当期の業績に直接関係のある項目に限定される。その結果、報告される利益は当該企業の経常的収益力を反映し、将来の業績予想に資する経常的な業績指標としての性格を有することになる。なお、経常的損益項目以外の非経常的損益項目<sup>5</sup>は損益計算書には記載されず、別個の利益剰余金計算書において剰余金の調整項目として報告されることになる。

これに対し包括主義とは、「ある会計期間中に生じたすべての損益項目をその性質の如何にかかわらず損益計算の対象として報告する」(ARB第43号 chapter.8 par.8参照)考え方である。この考え方によれば、当期の経常的な経営活動によって生じた収益と費用だけでなく、前期損益修正項目や臨時損益項目等も損益計算書によって報告される。この結果、報告される利益は、企業と株主との間の資本取引(配当の支払、増資等)を除いた企業の純資産の変動と一致する。

この2つの利益報告方法のうち、どちらが会計基準としてより適切であるかについては1930年代のARB公表時から、米国公認会計士協会(AICPA)や米国会計学会(AAA)を舞台に論争が繰り返されてきた。1960年代前半までは、AICPAの支持の下、企業の経常的な収益力の測定にとって攪乱要因となる非経常的損益項目を除き、経常的損益項目のみを利益として報告する当期業績主義が採用されていた(ARB第43号 chapter.8 par.10参照)。しかしながら、1966年に公表されたAPB第9号では、「純利益(net income)は当期におけるすべての損益項目を含む」(par.3)と

3 ARBとは、AIA(米国会計士協会、1948年にAICPAに名称変更)の常設委員会であったCAP(Committee on Accounting Procedure: 会計手続委員会)が1938~1959年の間に公表した第1~51号の会計研究広報(Accounting Research Bulletins)を指す。因みに1953年に公表されたARB第43号はGAAP(Generally Accepted Accounting Principles)として現在でも認められている。

4 APBとは、1959年からFASBの創設された1973年までの会計基準設定主体であった会計原則審議会(Accounting Principles Board、AICPAの常設委員会)が公表した第1~31号の意見書(APB opinions)を指す。因みにAPB第9号もGAAPとして現在でも認められている。

5 ARB第43号では非経常的損益項目として、前期に帰属すべき損益、営業用資産の売却・除却に係る損益、戦争、災害等の非常事態により生じた損失、無形固定資産の償却、期前償還された債券に係る損益、を挙げている(chapter.8 par.10参照)。

して、経常的項目であるか非経常的項目であるかを問わずすべての収益・費用項目を報告する包括主義が採用されている（par.17参照）。APB第9号は、包括主義を採用した根拠として「非経常的項目を純利益計算から除外することは、利益操作（manipulation of annual earnings figures）の余地を残す」（par.14）ことを挙げている。

### （3）実現主義の下における「その他の包括利益」導入の必要性

利益報告方法として、すべての収益・費用項目を損益計算書において報告する包括主義を採用したとしても、資産・負債の未実現評価損益が収益・費用として認識、報告されることにはならない。米国では収益認識基準として、1934年の証券取引法（The Securities Exchange Act of 1934）制定以来、実現主義が採用されていたため、資産・負債の価値変動に伴う未実現利得（損失）は、そもそも収益・費用として認識することは認められていなかった（ARB第43号 chapter.1 A参照）。すなわち、包括主義とはいっても、実現主義という収益認識基準に照らして認識される枠内においてすべての収益・費用が報告されるに過ぎなかったのである。

こうした重要な資産・負債の価値変動であっても実現主義を満たさないものは収益・費用とは認識できないため、損益計算書を通さずに資本の部に直接計上されていた。例えば、英国のように固定資産の再評価が認められている国では、その未実現再評価損益も資本の部に計上される場合が多かった。また、1981年のSFAS第52号「外貨換算（Foreign Currency Translation）」における外貨換算調整勘定（translation adjustment）も、純利益として認識されずに資本の部に直接計上されていた。このような会計処理の結果、当期における損益計算書上の純利益と貸借対照表上の資本取引を除いた純資産の変動額とが一致しないという問題が生じていた<sup>6</sup>。

こうした不一致を是正するために、「その他の包括利益」を導入する必要性が生じた。すなわち、従来は損益計算書上で純利益としての認識、報告されることなく直接「資本の部」の独立項目の増減としてしか捉えられていなかった資産・負債の評価損益が、「その他の包括利益」として認識されれば、損益計算書上の純利益と「その他の包括利益」との合計額（後述する「包括利益」に相当する）が、貸借対照表上の純資産変動額と一致することになる。

### （4）包括利益概念の生成と稼得利益概念の再定義

米国FASBでは、1980年のSFAC第3号「営利企業の財務諸表の構成要素（Elements of Financial Statements of Business Enterprises）」において初めて「包括利

6 L.Todd Johnson, Cheri L.Reither and Robert J.Swieringaは“Toward Reporting Comprehensive Income”（Accounting Horizons, December 1995）において、こうした処理には「十分な概念的基礎が存在しない（no conceptual basis）」と指摘している。

益 (comprehensive income)」という用語を紹介し、その定義を示した<sup>7</sup>。

1984年に公表されたSFAC第5号「営利企業の財務諸表における認識と測定 (Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises)」では、「1組の十分な財務諸表から提示されるべき情報」(par.13)を掲げた中で、包括利益が財務諸表によって報告されるべきであるとした。また、「当該会計期間の稼得利益および包括利益」の情報を提供するための財務諸表として、「稼得利益および包括利益計算書 (Statement of Earnings and Comprehensive Income)」を挙げ、同計算書の目的を「企業の持分が1会計期間に出資者との取引以外のすべての源泉から、どの程度まで、かつどのような方法で増減したのかについて示すものである」(SFAC第5号par.30)と説明した。

SFAC第5号は、「包括利益」を「出資者による投資および出資者への分配から生じる持分(純資産)の変動を除いた、取引その他の事象および環境要因からもたらされる1会計期間の企業の持分について認識されるすべての変動」(SFAC第5号par.39、SFAS第130号par.30)と定義し、SFAC第3号における定義をほぼ踏襲している。また「稼得利益(earnings)」<sup>8</sup>を「1会計期間の業績を示す測定値であり、当該会計期間にとって異質の項目すなわち、基本的に他の会計期間に属する諸項目を可能な限り除外したものであり、現行の会計実務における純利益とほぼ同様の概念」<sup>9</sup>(SFAC第5号par.33)と定義した。

なお、稼得利益として認識されるためには、当該収益・費用項目が「実現済み」または「実現可能」であることが求められる(SFAC第5号par.83a参照)<sup>10</sup>。ここで「実現済み」または「実現可能」とは、従来の収益認識基準を実現可能性要件まで広げたものであり、実現主義よりやや広義の概念である。具体的には、「容易に(readily)既知の現金額または現金請求権に転換されること」(SFAC第5号par.83a)をいう<sup>11</sup>。

7 SFAC第3号は1985年にその対象を非営利組織にまで拡張したSFAC第6号「財務諸表の構成要素 (Elements of Financial Statements)」に代替されたが、包括利益の定義は変更されていない。

8 SFAC第3号以降、包括利益(comprehensive income)という用語により表現されるようになった概念は、もともと1978年に公表されたSFAC第1号においては単に利益(earnings)と呼ばれていた。それが1980年公表のSFAC第3号において包括利益と呼称変更が行われたため、一方の稼得利益(earnings)という用語は無定義のまま包括利益の内訳項目と位置付けられた。その後1984年のSFAC第5号において改めて本文のような定義が与えられることとなった。

9 稼得利益と純利益は厳密には同義ではなく、例えば、会計原則の変更に伴う累積的影響額(cumulative effect of a change in accounting principle)は現行の純利益には含まれるが、稼得利益からは除外される。実際の損益計算書では稼得利益という表示項目は存在せず、純利益という表示項目が用いられている。

10 SFAC第5号は、稼得利益のうち、「稼得」および「実現済みまたは実現可能」の双方を満たしたものを「収益(revenue)・費用(expense)」と呼び、「稼得」条件を満たさないものを「利得(gain)・損失(loss)」と呼んでいる(par.43参照)。ここで「稼得され」とは、「企業が収益として表現される便益を受けるにふさわしい義務(行為)を事実上果たしている」(SFAC第5号par.83b)ことを指す。

11 SFAC第5号が包括利益概念に加え、改めて稼得利益概念を定義した背景には、従来の収益認識基準である実現主義を大きく変更することに対して強い反対意見が存在しているという事情があった。つまり、稼得利益から除かれる損益の受け皿を設けたことによって、従来の収益認識基準をやや広げたに過ぎない実現可能性要件に基づいて稼得利益概念を再定義することが可能となったのである(北山[1997]参照)。

こうした包括利益、稼得利益の定義に基づき、SFAC第5号では、包括利益には含まれるが稼得利益からは除外される項目を「その他の持分の変動」(par.42)(それらはほぼSFAS第130号の「その他の包括利益」に相当する)と定義している。その具体例として前期損益修正項目に加えて、固定資産として分類される市場性のある持分有価証券への投資の時価変動、市場性のある有価証券につき特殊な会計実務慣行のある業種<sup>12</sup>に対する投資の時価変動、外貨換算調整勘定、のように当該会計期間に認識される純資産のその他の変動(特定の保有利得および保有損失が主たる例)を挙げている(SFAC第5号par.42参照)。

### (5) 包括利益の指標性

上記の経緯を踏まえ導入された包括利益概念であるが、1997年6月に公表されたSFAS第130号「包括利益の報告」に至っても、包括利益が何の指標、尺度として利用し得るかといった点はなお定まっていなかった<sup>13</sup>。

1996年6月にFASBはSFAS第130号の原案である公開草案「包括利益の報告(Reporting Comprehensive Income)」を公表したが、そこでは包括利益を従来の純利益のような主な業績尺度(performance measure)と同等に重視されるべきであることを強調していた。しかしながら翌年のSFAS第130号ではこの規定を削除し、包括利益を業績尺度として位置付けるのを取り止めた(par.66参照)。同様に、1株当たりの利益額の表示についても、草案では純利益に対する額だけでなく、包括利益についても同様の額の表示を求めていたものをSFAS第130号で削除している。こうした規定の削除は「包括利益に対して純利益以上の重要性を与えかねず混乱を惹き起こす」(SFAS第130号par.60)、「包括利益の構成要素の認識・測定基準および純利益に含まれる項目とその他の包括利益に含まれる項目との確定基準といった概念的問題が未解決」(SFAS第130号par.59)といった意見を考慮したものである。このように、包括利益は財務諸表では報告されても、業績指標としては位置付けられないこととなっている。

では、包括利益には業績指標以外の指標性はないのであろうか。SFAS第130号は包括利益を報告する目的として「資本取引以外の取引や経済事象に起因する企業の純資産の変動を表す」(par.11)こと、「企業活動や企業の将来キャッシュフローの金額や流入時点を測定するのに役立つ」(par.12)ことを挙げているが、いずれの記述も包括利益に確固とした指標としての位置付けを与えているわけではない。

12 市場性のある有価証券およびある種の有価証券(トレーディング勘定における有価証券や投機とみなされる先物契約)について特殊な会計実務を有する業種(証券会社および投資会社は市場性のある有価証券の時価変動を稼得利益に含めている)を指す(SFAC第5号par.42参照)。

13 「包括利益を報告する目的は、出資者との取引以外の当該会計期間に認識された取引その他の経済事象から生じた企業の持分のすべての変動に関する測定値を報告することである(par.11)と述べたうえで、「包括利益を報告することによって提供される情報は、投資家、債権者、その他のものが企業の活動ならびに企業の将来のキャッシュフローの時期および大きさを評価するうえで役立つ(par.12)としているものの、何を表現する指標であるかについては明確には触れていない。

## 2. 包括利益の内容

企業持分の増減を、包括利益として報告するという枠組み自体は米国、英国、IASCでは共通しているが、包括利益の定義やこれに含まれる項目、報告の様式については若干の相違がある。以下では、米国、英国、IASCにおける包括利益の具体的な内容や表示方法について概観し、各国の考え方をみていきたい。

### (1) 米 国

米国では、FASBが1996年6月に公開草案「包括利益の報告（Reporting Comprehensive Income、以下「草案」）」を公開し、1997年6月にはSFAS第130号において包括利益を報告するという枠組みが基準化された。SFAS第130号は、包括利益の定義としてSFAC第6号の「出資者以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる1期間における企業の持分の変動」（par.70）を用いており、「包括利益は純利益とその他の包括利益に区分される」（SFAS第130号par.10）としている。

この結果、SFAC第6号に従えば包括利益に該当するものの、SFAS第52号「外貨換算（Foreign Currency Translation）」、SFAS第80号「先物契約の会計（Accounting for Futures Contracts）」、SFAS第87号「雇用主による年金会計（Employers' Accounting for Pensions）」、SFAS第115号「特定の負債証券および持分証券投資の会計（Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities）」によって、これまで持分の構成要素として貸借対照表に直接計上されていた項目<sup>14</sup>は、新たに設けられる「その他の包括利益」として報告されることになった。また、包括利益のすべての構成要素および合計額は認識された期間の財務諸表にて報告されている（SFAS第130号par.14、22参照）。

SFAS第130号では、その他の包括利益の構成項目と包括利益を表示する方法として、損益計算書の中で当期純利益の下に表示、当期純利益から開始する「包括利益計算書」を損益計算書と別個に設けその中に表示、新しく「持分変動計算書」を設けてその中で期首と期末の持分残高の間に表示、の3つの表示例を提示しているだけで特定の様式は要求されていない。このうち、<sup>15</sup>は草案<sup>15</sup>で提示した方法を踏襲しているものである（par.22、Appendix B参照）。

14 外貨換算調整勘定( translation adjustments )、年金費用として未認識の純損失( unrecognized prior service cost )、売却可能有価証券の未実現損益( net unrealized gain or loss on available-for-sale securities )などが挙げられる。

15 草案では具体的な包括利益の定義に合致するすべての項目は財務業績計算書( statement of financial performance )において報告されなければならないとし、具体的な方法として次の2種類を挙げている。

純利益に続き「その他の包括利益」とそれらの合計である包括利益までを1つの計算書で表示する方法( one-statement approach )

2つの計算書を作り、一方で純利益までを、他方で「その他の包括利益」を表示する方法( two-statements approach )

## (2) 英国

### イ. 積立金会計の問題点

英国における包括利益の導入の背景には、「積立金会計 (reserve accounting)」の不透明性を払拭するという意味がある。積立金会計とは、英国の伝統的な会計方式であり、異常損益項目や過年度修正などを、損益計算書を通さずに、期首の留保利益や積立金を直接に増減することによって処理するというものである。積立金会計は、損益計算書の利益は、あくまで通常の(規則的、反復的な)営業活動から生じる損益によって計算されるべきであるという「当期業績主義の思考を背景とするもの」とされていた。しかし、積立金会計の下では、いかなる取引を異常損益項目として損益計算書から除外するか判断が企業によりまちまちであったり、継続的な処理が行われなかったこともあって、企業の業績比較のうえで問題が指摘されていた<sup>16</sup>。

### ロ. SSAP第6号の公表による包括主義の採用

こうした事情を背景に、その後、積立金会計の領域を縮小する努力がなされるようになり、積立金の増減として処理されていた取引をできるだけ損益計算書で表示する方向へと進展していった。つまり、当期業績主義から、企業がある期間に認識したすべての利益に基づいて損益計算を行う包括主義への展開である。

1970年代に入り、異常損益項目と例外的な項目に関する問題の解決を図るために会計基準の設定が本格的に開始され<sup>17</sup>、公開草案第5号(1971年)第7号(1972年)を経て、1974年4月にSSAP<sup>18</sup>第6号「異常損益項目および過年度修正(Extraordinary items and prior year adjustments)」が正式な基準として公表された。その後、SSAP第6号は、明文規定の不備<sup>19</sup>や、1981年会社法(EC第4次指令の国内法化)との調整を図る必要が生じたこと<sup>20</sup>などから、1986年8月に改正、公表された。

16 積立金会計の不明瞭性の問題が大きくクローズアップされた事件として、1931年のキルザント事件(The Case of Rex v. Lord Kylsant, and Another)がある。これは、海運業界の大手企業が、それまでに積み立てた「納税積立金」の取崩によって、不況期に粉飾決算を行ったというもので、この事件を契機に、過年度損益および異常損益項目の開示の重要性が認識されるようになったといわれている。

17 それ以前にも、会計原則勧告書(Accounting Recommendation)第18号「貸借対照表と損益計算書の表示(Presentation of Balance Sheet and Profit and Loss Account)」により例外的な損益項目や非反復的な損益項目の会計処理が定められていた。しかし、それらの項目に対しては、「営業損益に含める」、「営業外損益の区分に別個に表示する」、「税引後利益の次に独立科目で表示する」、「直接に積立金を増減させる」等、多様な会計処理が認められていたほか、実際には多くの会社が異常損益項目を積立金の増減として処理していた。

18 Statement of Standard Accounting Practice(会計実務基準書)

19 例えば、固定資産の再評価によって評価損が生じた場合の処理に関する規定がなかった。

20 同法では、損益計算書における異常損益項目の区分掲記が求められた。

包括主義を採用するSSAP第6号の公表により、それまで積立金の増減として処理されることの多かった異常損益項目が、当期利益の構成項目として損益計算書に計上されることとなった。しかし、企業業績を把握するための指標として重要視されている「1株当たり利益」が異常損益項目加減前の利益（経常利益）を基に算出されていたこともあって、財務諸表の利用者の関心は、依然として経常利益に集まっていた。このため、財務諸表の作成側である企業としては、いずれにしても損益計算書に計上されるとはいえ、ある特定の損益が異常損益項目として計上されるのか経常利益として計上されるのかは引続き大きな関心事であった。しかも、SSAP第6号は、異常損益項目について、「異常な項目かどうかは、会社の置かれた特定の状況によって決まる」(par.4)としており、その判断に恣意性が介入する余地があった。こうした状況下、多くの企業が、通常の企業活動の範囲内と考えられる取引の損益であるにもかかわらず、当該損益を異常損益項目として計上したため、財務諸表の作成者、監査人、利用者から基準の改正を求める声が広く聞かれるようになった。

#### 八. FRS第3号による「総認識利得・損失」概念の導入

こうした問題を克服するために1992年に公表されたFRS<sup>21</sup>第3号「財務業績の報告（Reporting financial performance）」では、財務業績（financial performance）の報告の基本的な考え方が大きく変更されている。これまでの企業業績の報告は、経常利益といった単一の業績指標を重視し過ぎるという傾向があったが、FRS第3号では、業績を構成するいくつかの重要な要素を強調する「情報セット（information set）アプローチ」が採用されている。すなわち、企業の組織・活動が複雑化し、経済環境が急速に変化するという状況の下で企業業績を単一の数値に要約することは困難であるとの発想から、特定の数値を強調するのではなく、投資家に対して必要な情報をすべて網羅的に提供しようというものである。

FRS第3号は、従来、異常損益項目とされてきた項目のほとんどを経常利益に含めることで、異常損益項目に該当する項目を極めて限定的にしている<sup>22, 23</sup>。加えて、FRS第3号は、従来積立金の増減として処理されてきた項目についても、これを包括利益に算入することとし、さらに包括利益を正式な財務諸表によって報告することを求めたのである。さらにFRS第3号では、損益計算書の様式変更、「総認識利得・損失計算書（statement of total recognized gains and losses：以下STRGL<sup>24</sup>）」の導

21 Financial Reporting Standards（財務報告基準）

22 FRS第3号では、異常損益項目に該当するような項目は極めて稀にしかみられないとの観点から、その具体的な例示をせず、単に記載場所を示すのみである。このため、SSAP第6号の下では一般的に異常損益項目とされたと考えられる事業部門の売却や休止に伴う損益などは、FRS第3号では、独立した開示は求められるが、例外的項目として分類され、経常利益の計算に含まれることになる（UK GAAP, p.1136）。

23 また、FRS第3号は従来の「1株当たり利益」の会計基準を部分的に修正し、同指標を、異常損益加減後の利益を基に算定することとしており、異常損益項目としての認定を巡る恣意性介入の可能性を極力排除する努力がなされている。

24 ASBは、1996年に公表した金融商品に関するディスカッションペーパー（詳細後述）において、総認識利得・損失計算書のことをSTRGLと略記しているのだからこれに従うこととする。

入、取得原価に基づく損益に関する注記の追加などが図られた。

こうした変更のうち、直接的に包括利益に関連するのがSTRGLの導入である。英国では、FASBの包括利益に相当する用語として「総認識利得・損失 (total recognized gains and losses)」が用いられている。その定義は、「報告主体が、特定の会計期間に認識したあらゆる利得と損失の総額で、株主に帰属するか株主が負担するもの」である。FRS第3号は、包括利益として認識される利益のうち、損益計算書で計上されない部分、すなわち米国でいう「その他の包括利益」に相当する利益を、独立の財務諸表であるSTRGLによって報告することを求めている<sup>25</sup>。

FRS第3号は包括利益の報告について、「STRGLは、主要財務諸表の1つであり、これによって財務諸表の利用者が、報告主体の全体的な業績を評価するにあたって、認識されるすべての利得および損失を考慮に入れることが可能となる」と述べている。これは報告主体の会計期間中の財務業績を評価するためには、当期に認識されたすべての利得と損失を考慮に入れ、それによって株主資本 (shareholders' funds) がどの程度増減しているかを示す必要があると考えているためである。

また、FRS第3号は、特定の利得・損失を損益計算書から除外しSTRGLで報告することが認められるのは、「この基準もしくは別の会計基準によって、または該当する会計基準がないときは法律によって、積立金に直接加減することが明確に認められていたり強制されている場合」に限っている。このようにSTRGLにおいて報告される積立金 (reserves) の変動の具体例としては、固定資産の再評価による未実現評価益、外貨建純投資の換算差額などが挙げられる<sup>26</sup>。

### (3) IASC

IASCでは、1997年8月に公開草案E53<sup>27</sup>を基準化し、IAS第1号「財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements)」として公表した。ここでは、財務諸表は公正な表示 (fair presentation) を提供すべきであるとの観点から、「持分変動 (Changes in Equity)」を表す新たな財務諸表の導入が提案されている (par.7(c)参照)。

「持分変動」の計算書は、米国の包括利益計算書 (Statement of Comprehensive Income) 英国のSTRGLに相当するものであるが、それがIASの概念フレームワークの中でどういった情報を提供するものなのかは明示されておらず、単に企業の持分の変動を表すものとされているに過ぎない。ただし、IASCは、「持分変動」の計算書を作成することは企業の財務状況の変動を知るうえで重要であるとして、その作成を求めている (IAS第1号par.88参照)。

25 なお、英国では、包括利益の報告は損益計算書とSTRGLの2つの財務諸表を用いる方法のみが認められており、米国のように包括利益全体を1つの計算書で表示し、純利益をその内訳として表示する方法は認められていない。

26 なお、STRGLは「過年度に認識された利得の実現額について記載したり、積立金間の振替を処理しようとするものではない。これらの項目は、従来通り財務諸表の注記に記載しなければならない。」

27 1996年7月公表の公開草案「財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements)」。

もっとも、今回公開されたIAS第1号では、新たに導入が決定された「持分変動」の計算書について細目を規定しているわけではなく、その目的および計上すべき項目についての簡単な説明とその例示がされているに止まっている。具体的には、「持分変動」の計算書は、国際会計基準（IAS）のもとで、株主との資本取引をも含めたすべての企業持分の変動を表す<sup>28</sup>（IAS第1号par.86参照）。

### 3. 金融商品の時価評価と包括利益

言うまでもなく、包括利益の報告の問題は、現在議論されている金融商品の時価評価の問題と密接な関連がある。近年、金融商品の評価基準は、時価評価の範囲が拡大する方向にあるが、未実現評価損益のすべてを純利益に計上することについてはなお慎重論が多い。この点、未実現評価損益を包括利益として報告するということは、認識された資産・負債の価値変動を、純利益ではないものの、「その他の包括利益」として報告するためのものであり、評価損益の扱いに重要な役割を果たす可能性が大きい。

すなわち、今後の日本における会計基準設定との関連では、例えば、ある貸借対照表項目について時価評価の範囲が拡大されることによって、従来の会計基準の下では認識されない純資産の増減が新たに認識されることになった場合に、その純資産の増減が従来の収益認識基準を満たさないために純利益として認識できなくとも、「その他の包括利益」という純利益以外の利益として報告されることが可能となる<sup>29</sup>。

以下では、こうした包括利益と金融商品の会計処理との関係についての議論を簡単にみていくこととしたい。

28 株主との資本取引については注記による開示でもよいとされている（IAS第1号par.86）。

29 1998年6月16日に企業会計審議会より「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」が公表されたが、その中で「時価をもって貸借対照表価額とするが、原則として評価差額を損益計算書に計上することが適切ではない有価証券（其他有価証券）」の評価差額について貸借対照表の資本の部に直接計上する方法を採用している。なお、同審議会は1997年6月に公表した「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理（中間報告）」において、金融商品の時価評価に伴う評価差額を処理する方法として 損益計算書に損益として計上、 損益計算書には計上せず、貸借対照表の資本の部に独立項目として直接計上、 純利益とは別の利益概念を導入、の3つを挙げている。そのうち は米国の「包括利益計算書」に該当する新たな財務諸表の導入を示唆しているようでもあったが、結局公開草案では採用されなかった。

## (1) 金融商品に対する時価評価の流れ

現在、主要国の金融商品の会計処理をみると、金融商品に対しては、時価評価が導入される方向にある<sup>30</sup>。また、各国で現在進められている金融商品の会計基準の設定動向をみると、例えば、米国では、FASBが最終的には金融商品はすべて公正価値で評価するという考えを持っており、その一環として、デリバティブを公正価値で評価することを求めるSFAS第133号「デリバティブ商品とヘッジ活動の会計 (Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities)」を1998年6月に公表<sup>31</sup>した。

もっとも、こうした時価評価の範囲拡大の動きに対しては、特に、金融商品を公正価値で評価する結果生じる評価損益をすべて損益計算書に純利益として計上することに対して反対が多い。

## (2) 金融商品の評価損益の扱いと包括利益

前述のように、包括利益の報告は金融商品を時価評価した結果生じる評価損益をすべて損益計算書に純利益として計上することについての慎重論に対する<sup>32</sup> 1つの解決方法となる。

30 わが国においても、1998年3月期より銀行、証券等の特定のトレーディング勘定(特定取引勘定)に対して時価会計が導入されたほか、1998年6月16日に公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書(公開草案)」がすべての公開企業を対象に金融商品について原則時価評価を求めている。

31 これは1996年6月に公表された当初の公開草案「デリバティブおよび類似の金融商品とヘッジ活動の会計 (Accounting for Derivative and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities)」および1997年8月に公表された改訂公開草案がパブリック・コメントを踏まえ、基準化されたものである。これらの公開草案に対してはFRBや実務界から多数の反対意見が出されていたが、SFAS第133号はほぼ原案通りの内容となっている。

32 英国では、金融資産、金融負債を含めてすべての金融商品を時価評価することを提案しているが、すべての評価損益を純利益に計上することについては否定的な見解を示している(ASB Discussion Paper, "Derivatives and Other Financial Instruments": 以下ASB[1996], par.2.5.1参照)。そしてその理由として以下の2点を指摘している。

借入金の時価の変化のすべてを損益計算書に計上することは、固定金利での借入をrisky(市場金利の変動に伴い価格が変化するため)であり、変動金利での借入をrisk-free(価格が変化しないため)であるとみなす考え方に立つものである。しかし、そうした考え方は、少なくとも金融機関以外の組織には、常に当てはまるとは言えない(ASB[1996] par.3.2.5a参照)。

例えば、固定金利の資金調達(fixed rate borrowings)に関わる損益などは、企業の継続的な活動(entity's operating activities)の結果生じる損益とは明らかに異なった性格を有しており、両者は別々に報告されるべきである(ASB[1996] par.3.2.5b参照)。

このほか、1997年3月にIASCから公表された金融商品の会計処理に関するディスカッションペーパー「金融資産および金融負債の会計処理」において、資産、負債を問わず、すべての金融商品を公正価値評価するという提案をしていた。もっとも、IASCは全面公正価値評価に対して反対意見が寄せられたことから、1998年6月に、FASB基準をベースにしたE62「Financial Instruments: Recognition and Measurement」を暫定基準として公表した。なお、IASCはこれと併行して、金融商品に係る包括的会計基準の策定を主要国の会計基準設定主体と共同で進めており、1993年3月に基準案を公表し、2000年7月に最終基準として採択することを目指している。

すなわち、金融商品を貸借対照表において時価（公正価値：fair value）で評価し、その結果生じる評価損益は純利益もしくは「その他の包括利益」に計上するのである。ただしここでは、純利益に計上するのか「その他の包括利益」に計上するのかという線引きの問題が浮上する。これに対しては、金融商品の分類毎にその評価損益を純利益に入れるか「その他の包括利益」に入れるかを個別に決定する（以下「個別分類アプローチ」）、純利益と包括利益の概念がまず定義され明確化し、その概念に対し金融商品の評価損益を分類していく（以下「包括規定アプローチ」）の2つのアプローチが考えられる。

上記「2.包括利益の内容」にみたように、各国における包括利益報告の基準は、基本的には、純資産の増減を認識したならばこれを財務諸表において報告することを求めているのみであり、「その他の包括利益」として計上されるべき項目の輪郭は必ずしも詳細に示されているわけではない。米国の例をみると、FASBはSFAC第5号において「稼得利益」（ほぼ、現行の「純利益」に相当する）概念を導入することで、財務諸表上の「純利益」と「その他の包括利益」を定義し、その認識基準として実現または実現可能基準を採用している。この考え方に基づくと、デリバティブの評価損益はその大半が実現可能であることから「稼得利益」への計上が認められる（「改訂デリバティブ草案」par.14参照）。これに対し、同じく実現可能でありながら売却予定がない売却可能有価証券（available-for-sale securities）の評価損益は、「企業は資産・負債を総合的に管理しており、負債を公正価値評価せずに資産の公正価値の変化分だけを稼得利益に含めるのは企業の経営実態を適切に表さない稼得利益の変動をもたらす可能性がある」（SFAS第115号par.93）との理由から「稼得利益」には含まれないとする（SFAS第115号pars.13,94、SFAS第130号par.17参照）<sup>33</sup>。

このように米国では会計基準が金融商品毎に「稼得利益」であるか、「その他の包括利益」であるかを決定する個別分類アプローチをとっている<sup>34</sup>。もしFASBが将来的に包括規定アプローチを志向するならば、SFAC第5号の解釈から演繹的に分類することも不可能ではないが、SFAC第5号の定義に不十分な部分が多いことから考えて、より明確な「稼得利益」、「その他の包括利益」の認識・測定の基準を作成する必要がある。

FASBは金融商品に時価評価を導入したことにより貸借対照表の情報提供能力の向上を図った。また、主要な利益概念たる稼得利益計算に含まれる収益の認識要件を実現可能まで拡げるなど、一見したところ旧来の実現主義とは訣別を図り、収益

33 IASCも、1998年6月公表のE62において、トレーディング目的の金融資産・金融負債の公正価値評価損益を損益計算書上の純利益として認識することを求める一方で、トレーディング目的以外の金融資産・金融負債の評価損益については、純利益として認識する方法、持分変動(Changes in Equity)計算書を経由したうえで、貸借対照表の資本の部に独立項目として計上する方法、の選択を認めている。

34 今回のSFAS第130号では報告・表示についての基準しか定めておらず、いつ認識し、どのように測定するのかについては特定していないため、「追加の分類や項目(additional classification and additional items)は将来の会計基準が指針を提供する(par.17)としている。

認識範囲の拡張を図っているようでもある。しかしながら、売却可能有価証券の評価損益については「その他の包括利益」として扱っている一方で、売却目的有価証券 (trading securities)<sup>35</sup> の評価損益を「稼得利益」と認識しており、こうした会計処理方法の違いの背景には、近い将来に売却、すなわち現金化されることを意図している有価証券は現金同等物であり、売却可能であっても売却予定のない有価証券は現金同等物とみなすことはできないという考え方があるようである。つまり依然として従来の現金もしくは現金同等物の入手を条件とした収益認識基準が維持されているようにも窺われる。

### (3) ヘッジ会計と包括利益

ヘッジ会計とは、ヘッジ対象とヘッジ手段の(純利益についての)損益認識のタイミングを一致させるための特別な会計処理である。例えば、債券の現物(ヘッジ対象)を保有している場合に、債券先物(ヘッジ手段)を用いて価格変動リスクをヘッジするようなケースにおいて、ヘッジ対象が取得原価、ヘッジ手段が時価で評価されていたとすれば、仮にヘッジが有効に作用していたとしても企業の意図したヘッジの効果が損益計算書上に適切に表示されないことになってしまう。こうしたヘッジの問題を解決するための会計処理として、多くの国でヘッジ会計が導入された。その方法として、ヘッジ手段に生じた評価損益をヘッジ対象の損益が実現して損益計算書に計上されるまで、貸借対照表上に繰延評価損益として繰延べるという繰延ヘッジが一般的であるが、包括利益概念が導入されていれば、こうした繰延評価損益は「その他の包括利益」として扱うことも可能であったと考えられる。

しかしながら、時価評価の対象となる金融商品の範囲が拡大していけば、ヘッジ会計が必要となる場合は減少する。なぜならば、ヘッジ会計が必要とされるのは基本的にヘッジ対象とヘッジ手段の評価方法が異なる場合であり、ヘッジ対象も含め金融商品が広く時価評価されることになれば、ヘッジ対象とヘッジ手段で評価方法が異なるケースは少なくなるからである。その場合、ヘッジ会計が必要とされるのは、一部の予定取引のヘッジなど、これまでヘッジ会計の対象とされてきた分野と比較してごく限られた範囲となる。1998年6月に公表された米国のSFAS第133号でもフェアバリュースヘッジ<sup>36</sup>に係る評価損益はすべて稼得利益とされており、キャッ

35 SFAS第115号では売却目的証券をtrading securitiesと呼び、「近い将来(in the near term)に売却することを意図して保有する証券(par.12a)と定義している。

こうした「売却することを意図して」といった保有目的による分類基準には経営者の恣意的な判断が介在する余地が大きく、トレーディング目的の有価証券と売却可能証券の分類を移し替えるといった利益操作の余地が生じる。

36 現に保有している資産、負債、または確定約定(firm commitment)の公正価値が、特定のリスクを原因として変動することに対するヘッジをいふ(SFAS第133号par.4a)。例えば、固定金利による借入金に対して、その将来の公正価値の変動を相殺するために変動金利支払・固定金利受取のスワップをかけるような場合や、保有資産に対して先物を売建てる場合がこれに該当する。

シュフローヘッジ<sup>37</sup>に係るヘッジ手段の評価損益のみが「その他の包括利益」項目に計上されるとしている。

#### 4. 利益の実現と再分類調整

損益の中には、例えば売却可能証券（available-for-sale securities）のように評価損益（未実現損益）が前期以前の包括利益計算書等の「その他の包括利益」に計上され、さらに当期に当該証券が売却されたことによって売却損益（実現損益）として損益計算書の純利益に計上される可能性があるものが存在する。この損益を単純に双方の計算書に計上しただけでは利益の二重計上となってしまうため、当期において売却が行われ実現した前期以前の評価損益を当期の「その他の包括利益」から控除するといった会計処理が必要となる。こうした会計処理（図表参照）をSFAS第130号では再分類調整（reclassification adjustments）と呼んでいる（par.18参照）。

（図表）再分類調整の具体的会計処理\*

	XX1期	XX2期
営業利益	1,000	1,000
有価証券売却益	-	500
（以下略）		
当期純利益	1,000	1,500
その他の包括利益	800	800
実現に伴う控除額	0	(500)
包括利益	1,800	1,800

\* XX1期、XX2期の両期において営業利益が1,000、売却予定のない有価証券の評価益が800（「その他の包括利益」に計上）あったと仮定し、さらにXX2期において（売却予定のなかった）有価証券の売却益500（「純利益」に計上）が実現したと仮定。ここで「再分類調整」とは、XX2期の「有価証券売却益」（500）について利益の二重計上を回避するために「その他の包括利益」から同額（500）を「実現に伴う控除額」として減額処理を行っている。

37 現に保有している資産、負債、または予定取引（forecasted transaction）のキャッシュフローが、特定のリスクを原因として変動すること（キャッシュフローリスク）に対するヘッジをい（SFAS第133号par.4b）例えば、変動金利による借入金に対して将来キャッシュフローの変動を相殺するために固定金利支払・変動金利受取のスワップをかけるような場合や、将来の資産購入予定に対して先物を買建てる場合がこれに該当する。

なお、予定取引とは、生じることが予想されるが、それに関する確定約定（firm commitment）がない取引をい、例えば、予定されている資産の購入や金利が未だ決定されていない負債の発生等をいう。こうした取引においては将来キャッシュフローが生じることが予想されても、その額が確定していないためキャッシュフローリスクが生じている。

この処理を行うことによって、利益の二重計上は回避されることになる。しかしながら、これでは当期の「その他の包括利益」の中に、当期中における持分の変動と、前期以前に計上されていた評価損益の当期実現分の調整（持分の変動に係る前期修正項目）とが混在することになる。このように「その他の包括利益」は調整勘定としての性格を持つことを余儀なくされており、当期の業績指標としての役割を期待しにくいものとなっている<sup>38</sup>。

## 5. おわりに

これまで、米国における包括利益の議論を中心に、金融商品の会計との関係をみてきた。そして包括利益の報告の議論の中で、特に「その他の包括利益」の扱いについては、企業価値の変化でありながらこれまでの利益概念と距離のあるものを処理する勘定として、雑多な性格の項目が便宜的に投げ込まれてしまう調整勘定であると指摘した。そもそも近年、「包括利益の報告」の議論が注目されている背景には、多様な金融商品の登場が時価評価の導入を必要としたために、従来の取得原価主義に基づいた財務諸表の情報提供能力が減退し、財務諸表の利用者から見て、企業の利益として提供されるべき情報は何か、従来の純利益のみで十分なのか、という問題が提起されたことがあった。その点で包括利益の導入により、今まで損益計算書の純利益の額と貸借対照表の純資産の変動額が分断される形<sup>39</sup>でしか捉えられなかった金融商品の時価評価に係る評価損益を、両者が一致する形で報告することが可能となったことは財務諸表の情報提供能力を改善させるうえで大きな意義があったと言える<sup>40</sup>。

しかしながら、諸外国の会計基準設定の動きにおいては、財務諸表の情報提供能力の改善を図ることが第一義的な目的とされたため、包括利益の前提となる利益概念に関する議論がまだ十分に整理されてはいないようである。このため、純利益と

38 英国のASB基準ではFASB基準と異なり、収益・費用は二重計上を避けるために損益計算書またはSTRGL（総認識利得損失計算書）のどちらか一方にしか計上されない扱いとなっているためSTRGLは一定の指標性を有している。すなわち評価損益はその実現時にSFAS第130号の再分類調整のように改めて損益計算書に計上し、STRGLから控除することなく、同額を再評価積立金（米国の「累積その他の包括利益（cumulative other comprehensive income）」に相当）から留保利益の区分へ振替えることになる。これに対し、米国では前期以前に計上されている未実現評価損益をその実現時に改めて損益計算書上の純利益に計上することから、再分類調整の必要が生じてしまっている。

39 損益計算書を通さずに貸借対照表に直接計上される項目が存在したために1会計期間におけるフローとストックの変動分が一致していなかったことを指す。

40 利益もしくは財務諸表が「経済的意思決定に有用な情報を提供する（SFAC第1号par.34）ことを第一義的な目的とする考え方を「意思決定有用性アプローチ（decision-usefulness approach）」というが、この観点からすれば利益概念は単一である必然性はない。AAA[1966]では、「原価基準に基づいて測定された利益と時価基準に基づいて測定された利益の両方を報告した方が、どちらか一方を選択して報告するよりも、両者の違いが明確になるため情報の意思決定有用性が改善される（AAA[1966] p.30-31）」として多元的評価報告書（multi-valued report）の導入を勧告している。

「その他の包括利益」との間の線引きの問題や包括利益として報告される数値の業績指標性の問題に関しては今後の議論に委ねられている。もともと包括利益は、1960年代以降、利益報告方法が変遷する中で生まれしてきた概念である。今後、わが国においても、金融商品の時価評価の範囲が広がる中で包括利益の導入について検討することになるが、その際には、この利益概念の変遷という問題も重要な検討課題であり、それにより「包括利益」の性格がより整理されていくことが期待されよう。

## 参考文献

- 安藤英義編著、『会計フレームワークと会計基準』、中央経済社、1996年
- 石川純治、「時価会計と“第2の”損益計算書構想　その意義と問題点」、『JICPAジャーナル』No.507、日本公認会計士協会、1997年
- 伊藤邦雄、『会計制度のダイナミズム』、岩波書店、1996年
- 井上良二、「二つの会計観と指向性」、『産業経理』第55巻第3号、産業経理協会、1995年
- 岩崎 勇、「業績表示と包括利益」、『税経通信』Vol.52 No.1、税務経理協会、1997年
- 大日方 隆、『企業会計の資本と利益』、森山書店、1994年
- 興津裕康、「会計研究の方向としての会計フレームワーク」、『會計』第148巻第1号、森山書店、1995年
- 会計フロンティア研究会編、『財務会計のフロンティア』、中央経済社、1993年
- 加古宜士、「有価証券に係る未実現保有利得の会計と開示」、『COFRIジャーナル』No.9、企業財務制度研究会、1992年
- 笠井昭次編著、『現代会計の潮流』、税務経理協会、1996年
- 川本修司、「米国財務会計基準書第130号　包括利益の報告について」、『旬刊経理情報』No.830、中央経済社、1997年
- 企業財務制度研究会、『米国における会計制度と関係法令』、企業財務制度研究会、1994年
- 、『金融商品を巡る米国財務会計基準の動向』、企業財務制度研究会、1995年
- 北山弘樹、「包括利益の報告と会計的認識」、『税経通信』Vol.52 No.14、税務経理協会、1997年
- 斎藤静樹編著、『企業会計における資産評価基準』、第一法規、1994年
- 斎藤静樹、「債券投資の成果と償却原価法」、『企業会計』Vol.47 No.6、中央経済社、1995年
- 醍醐 聰、「償却原価評価と時価評価」、『企業会計』vol.49 No.7、中央経済社、1997年
- 高須教夫、「FASB概念フレームワークにおける資産負債アプローチ」、『會計』第148巻第3号、森山書店、1995年
- 田中 弘、『イギリスの会計制度』、中央経済社、1993年
- 辻山栄子、「時価情報の開示と包括利益」、『COFRIジャーナル』No.21、企業財務制度研究会、1995年
- 戸田龍介、「アーティキュレーション問題の一展開」、『産業経理』、第54巻第1号、産業経理協会、1994年
- 中島省吾訳、『会社会計基準序説』、森山書店、1958年
- 平松一夫、広瀬義州共訳、『FASB財務会計の諸概念（改訳新版）』、中央経済社、1994年
- 土方久編著、『貸借対照表能力論』、税務経理協会、1993年
- 藤井秀樹、「概念フレームワークとは何か」、『COFRIジャーナル』No.25、企業財務制度研究会、1996年
- 松原成美、『基本 現代会計理論』、税務経理協会、1996年
- 村瀬儀祐、「制度としての会計概念フレームワーク」、『會計』第149巻第1号、森山書店、1996年

- 森川 八洲男監訳、小栗崇資、佐藤信彦、原 陽一共訳、『現代アメリカ会計の基礎概念  
FASB財務会計概念報告書』、白桃書房、1988年
- 吉川 満、「米国FASBの新財務会計基準書案 有価証券の時価評価 」、『証券アナリスト  
ジャーナル』93.3、日本証券アナリスト協会、1993年
- 山田昭広、『アメリカの会計基準（第3版）』、中央経済社、1996年
- 山本 繁、『現代会計基準と会計制度』、同文館、1993年
- Accounting Standards Board, “Discussion Paper: Derivatives and Other Financial  
Instruments,” 1996.
- American Accounting Association, “A Tentative Statements of Accounting principles  
Affecting Corporate Reports,” 1936.
- , “A Statement of Basic Accounting Theory,” 1966.
- Financial Accounting Standards Board, “Tentative Conclusions on Objectives of  
Financial Statements of Business Enterprises,” 1976.
- , “Discussion Memorandum: Conceptual Framework for Financial Accounting  
and Reporting,” 1976.
- , “Discussion Memorandum: Elements of Financial Statements and Their Measurement,”  
1976.
- L.Todd Johnson, Cheri L.Reither and Robert J.Swieringa, “Toward Reporting Comprehensive Income,”  
*Accounting Horizons*, Vol.9, No.4 (December 1995), pp.128-137.
- Mike Davies, Ron Paterson & Allister Wilson, “UK GAAP,” Macmillan, 1994.
- Paton, W.A. & Littleton, A.C., “An Introduction to Corporate Accounting Standards,” American  
Accounting Association, 1940.
- Patrick R.Delaney, Barry J.Epstein, James R.Adler, Michael F.Foran, “GAAP 1997,” Wiley, 1997.

